

三島市設計変更ガイドライン (土木工事編)

平成 30 年 4 月

三島市

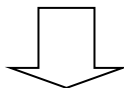
目 次

1	策定の背景	1
2	用語の定義	3
3	設計変更が適切に実施されるためには	4
4	設計変更の手続き（全般）	5
5	設計変更の手続き（約款第 18 条関係）	6
6	設計変更が不可能なケース	7
7	設計変更が可能なケース	8
8	設計変更を適正に行うための留意点	12
9	条件明示について	13
10	参考資料	18

1 策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物が、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示することにより、設計変更の円滑化を図る必要がある。**

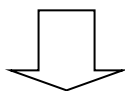
※本ガイドラインにおける「土木工事」には、「農林土木工事」を含む。

(2) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結**」が示されており、また「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

(3) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について、十分理解しておく必要がある。**

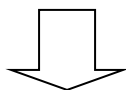


**「三島市設計変更ガイドライン（土木工事編）」
の策定**

(4) 発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計積算に当たって、平成28年3月18日付け建技第521号「**「建設工事における施工条件明示について」の一部改正について（通知）」**に記載されている工事内容に係る項目については、「**9 条件明示**」を参考に条件明示するよう努めること。



受注者は

工事の着手に当たって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

2 用語の定義

用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

(1) 設計図書

設計図書とは、三島市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条による仕様書、設計書及び図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、契約書及び設計図書が「契約図書」である。

(2) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条に基づき、設計図書を変更することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容を、あらかじめ受注者に指示することを含む。

(3) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

(4) 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(5) 承諾

承諾とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人が書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。

(6) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者又は現場代理人に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。なお、口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者又は現場代理人が指示内容等を確認すること。

(7) 協議

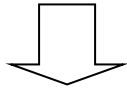
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

3 設計変更が適切に実施されるためには

設計変更が適切に実施されるためには

(発注者)

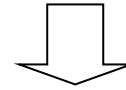
工事発注段階では、条件明示を徹底する。
施工段階では、指示・協議は**書面にて約
款第18条第3項**により、調査の終了後14
日以内に通知する。



- ・ 一時中止の適正な運用 P 10
- ・ 「施工条件明示事項」の活用 P 13
- ・ 積算前の十分な現地調査
- ・ ワンデーレスポンスの活用
- ・ コンサルタント等を含む協議開催要請

(受注者)

工事着手に当たって設計図書を照査し、
疑義が生じた場合は、速やかに**約款第18
条第1項**により監督員に確認を請求し、**書
面にて回答を得てから**施工を行う。施工
途中も同様。

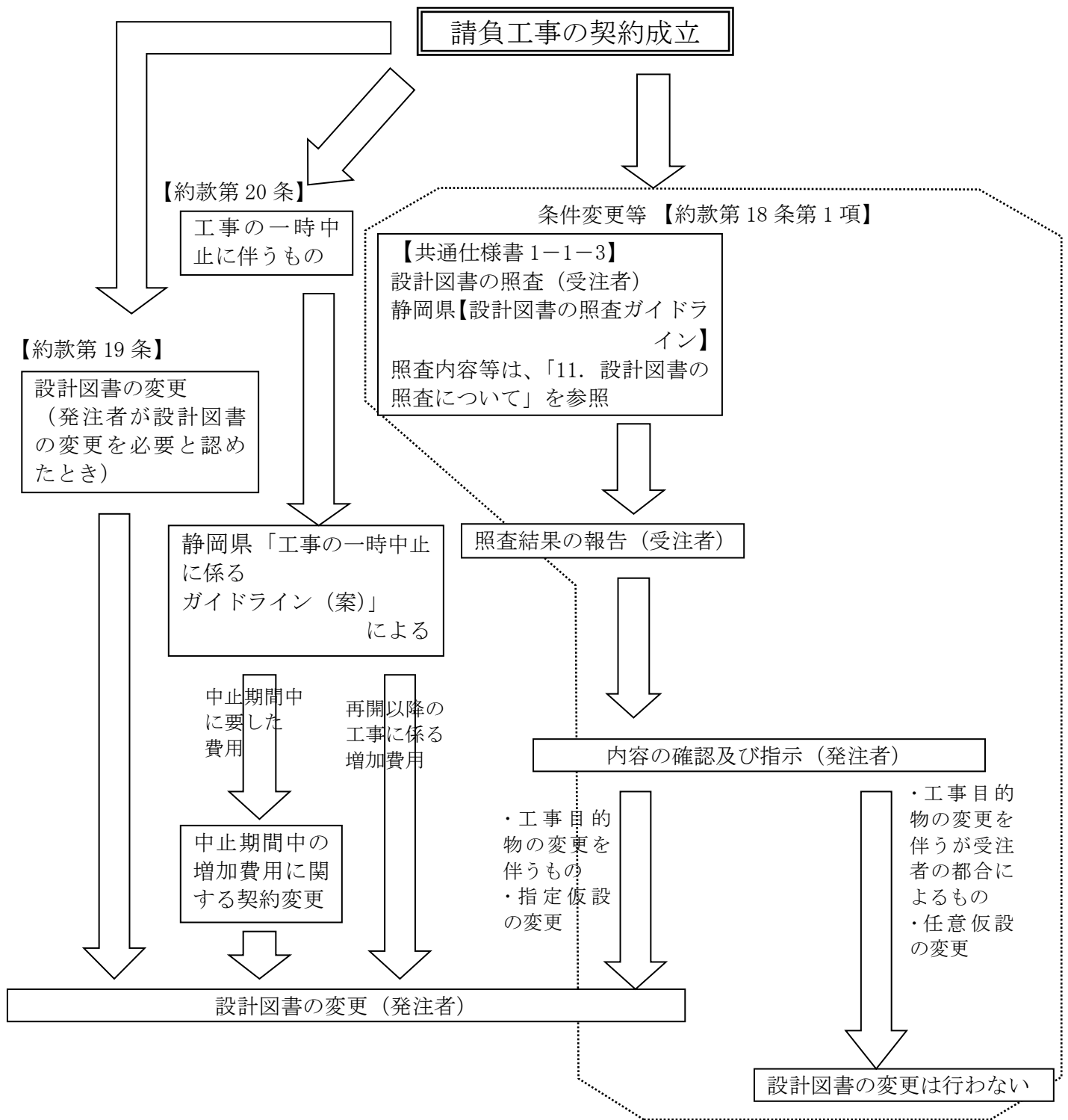


- ・ 設計図書の照査の活用
- ・ 工程を考慮した設計照査段階での
確認の請求
- ・ コンサルタント等を含む協議開催要請

※ ワンデーレスポンスとは、現場の問題発生に対する迅速な対応を実現するものである。

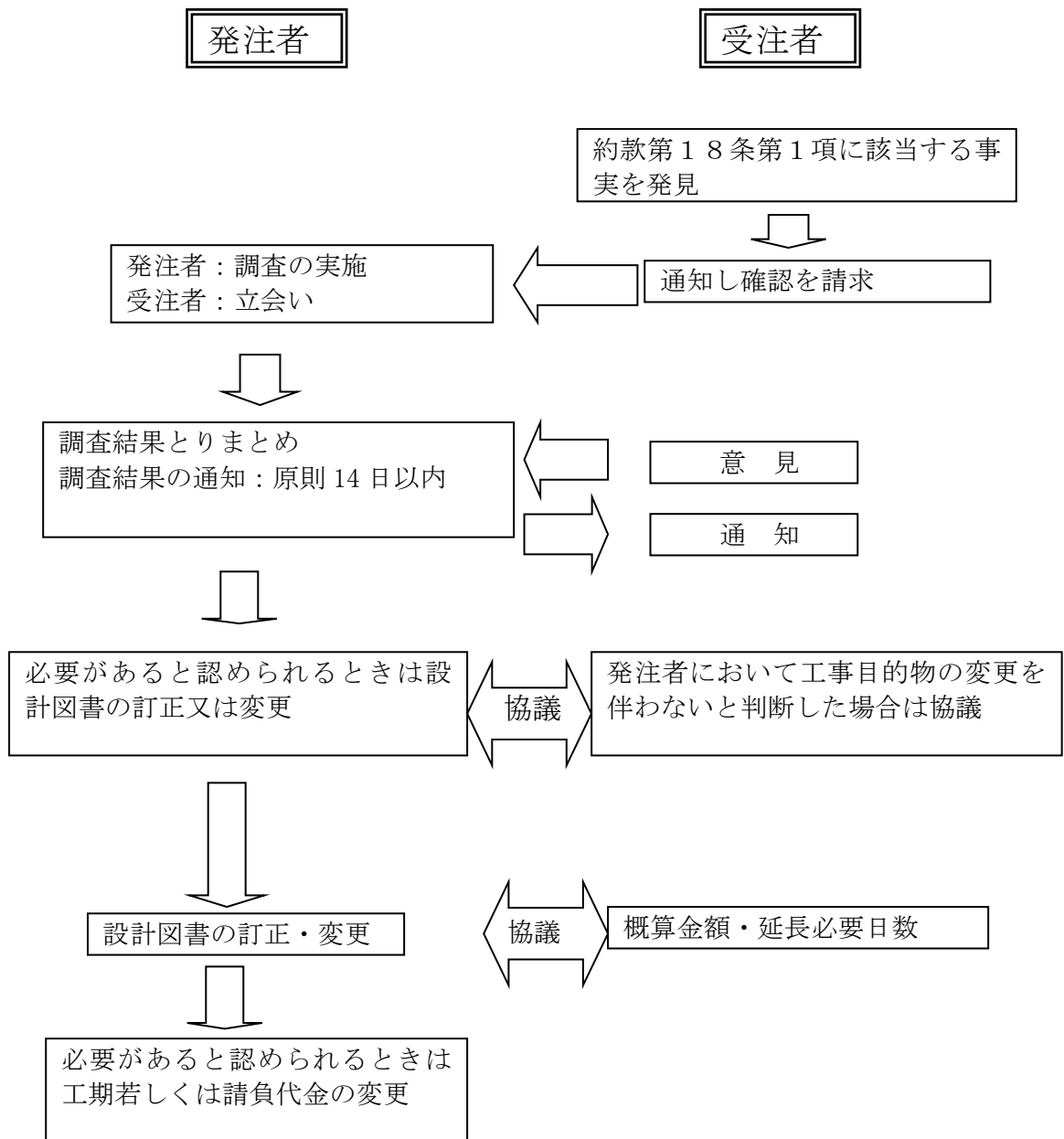
4 設計変更の手続き（全般）

内は、5 設計変更の手続きを参照



★発注者は設計変更内容を指示し、必要があると認められたときは、概算金額及び延長必要日数を受注者と協議し、工事完了までに契約変更を行う。

5 設計変更の手続き（約款第18条関係）



6 設計変更が不可能なケース

次のような場合は、原則として設計変更ができないので注意が必要です。
ただし、約款第26条（臨機の措置）における対応は、この限りではありません。

（1）受注者が独自に判断して施工した場合

設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合は、設計変更の対象となりません。

受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが重要です。

（2）発注者からの回答の前に施工した場合

発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象となりません。

協議の回答は、約款18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっています。ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要となり、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがあります。

受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要です。

（3）受注者の都合により施工方法等を変更した場合

受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象になりません。（設計変更の対象として指示又は承諾を受けていない場合。）

設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による確認をする必要があります。安易に承諾での施工は行わないことが重要です。

（4）所定の手続きを経していない場合

約款第18条から第24条及び共通仕様書1-1-13から1-1-15に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更及び契約変更の対象となりません。

（5）正式な書面によらない場合

（口頭のみでの指示や了解により施工した場合）

書面による指示又は協議の回答がなく、口頭のみでの指示、了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません。

受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しないことが重要です。そのため、発注者は速やかに書面による指示又は協議を行う必要があります。

（6）総合評価落札方式における技術提案等の場合

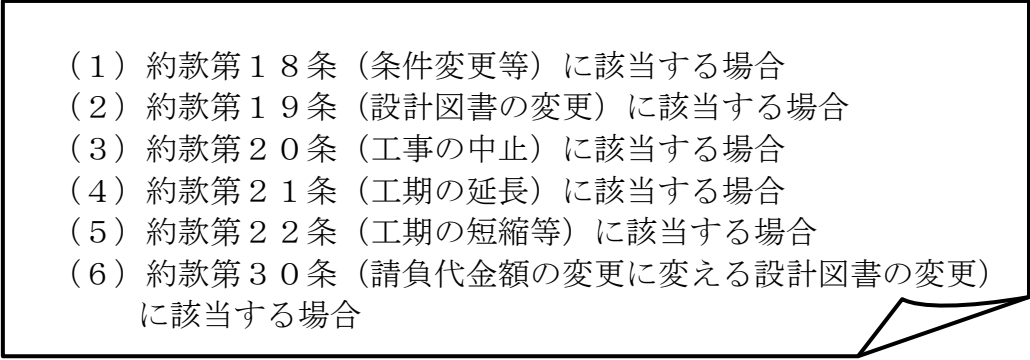
総合評価落札方式における技術提案等は、落札者を決定する要件のひとつです。よって、原則として設計変更の対象となりません。ただし、技術提案に係る施工

の範囲内において、設計図書に示す条件が実際と一致しないなど、受注者の責に帰することができない要件が発生した場合を除く。

7 設計変更が可能なケース

設計変更を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

該当する場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができます。

- 
- (1) 約款第18条（条件変更等）に該当する場合
 - (2) 約款第19条（設計図書の変更）に該当する場合
 - (3) 約款第20条（工事の中止）に該当する場合
 - (4) 約款第21条（工期の延長）に該当する場合
 - (5) 約款第22条（工期の短縮等）に該当する場合
 - (6) 約款第30条（請負代金額の変更に変える設計図書の変更）に該当する場合

(1) 約款第18条（条件変更等）に該当する場合

約款第18条の各号に該当する場合は次に示します。

■約款第18条第1項第1号（図面、仕様書等の不一致）

※この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。

（約款第18条第4項第1号）

■約款第18条第1項第2号（設計図書の誤謬又は脱漏）

- ・条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- ・条件明示する必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ・条件明示する必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

※この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。

（約款第18条第4項第1号）

■約款第18条第1項第3号（設計図書の表示内容が不明確）

- ・ 図面の記載内容が読み取れない場合
- ・ 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合
- ・ 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

※この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。

（約款18条第4項第1号）

■約款第18条第1項第4号（設計図書と現場の施工条件の不一致）

- ・ 設計図書に明示された土質が、現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が、現地の規制と一致しない場合
- ・ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ・ その他、新たな制約等が発生した場合

※この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は発注者が行います。
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います。

（約款18条第4項第2号、第3号）

■約款第18条第1項第5号（予期することのできない特別な状態）

- ・ 施工中に地下埋設物が発見され、工事目的物を迂回することが必要となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合
- ・ 想定し得なかった軟弱な地盤が確認された場合
- ・ 想定し得なかった住民反対運動等が発生した場合など

※この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は発注者が行います。
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います。

（約款18条第4項第2号、第3号）

(2) 約款19条（設計図書の変更）に該当する場合

【約款第19条】

発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)

- ・ 関係機関等と調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間、施工方法等を変更する場合
- ・ 同時に施工する必要がある工種が判明し、追加する場合
- ・ 警察、道路、河川、鉄道等の管理者、電力、ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工方法の変更や工事の追加をする場合
- ・ 使用材料等を変更する場合
- ・ 関連する工事の影響によって施工条件が変わることにより、施工方法を変更する場合など

※この場合の設計図書の変更は、発注者が行います。

(約款19条)

(3) 約款20条（工事の中止）に該当する場合

【約款第20条】

(略) 受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

- ・ 設計図書に定められた工事着手時期までに、受注者の責によらず施工できない場合
- ・ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ・ 受注者の責によらない何かのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ・ 詳細設計の未了により、設計図書に定められた期日までに施工できない場合
- ・ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ・ 工事用地の確保ができない等のため、工事を施工できない場合
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ・ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合
- ・ 地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない場合

(4) 約款 21 条 (工期の延長) に該当する場合

【約款第 21 条】

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に完成することができない場合は、その理由を明示した書面を発注者に提出し、工期延長変更を請求することができる

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ・設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(5) 約款 22 条 (工期の短縮等) に該当する場合

【約款第 22 条】

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる

- ・関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・その他の事由 (地元調整、関係機関調整など) により工期の短縮が必要な場合

(6) 約款 30 条 (請負代金額の変更に代える設計図書の変更) に該当する場合

【約款第 30 条】

発注者は、(略) 請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の内容変更は、発注者と受注者とが協議して定める。(以下、略)

発注者は、予算に基づいて公共工事を執行し、予算の範囲内でのみ契約を締結できる。しかし、約款では、一定の場合に請負代金額の増額又は発注者が必要な費用等を負担しなければならないとしているため、当初の請負代金額又は予算を上回ることがある。

このような場合には、設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担できる範囲内の増額に相応する工事量とすることができるようにしたものである。

(7) 設計照査の範囲を超える場合

- ・現地測量の結果、**横断面を新たに作成**する必要があるもの。又は、**縦断計画の見**

直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの。

- ・ 施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
 - ・ 現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
 - ・ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
 - ・ 軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、**地盤の安定計算の再計算**が必要となるもの。
 - ・ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（**標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。**）
 - ・ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
 - ・ 試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
 - ・ 土留め等の構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
 - ・ **舗装修繕工事の縦横断設計**（当初の設計書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「16-5-5 路面切削工」「16-5-7 オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）
- (注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

8 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を適正に行うために、次の点に留意することが必要です。

【発注者】

- ・ 工事の設計時に、現地調査を十分行うこと。
- ・ 工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底すること。
- ・ 施工段階では、書面で指示又は協議の回答を行うこと。

【受注者】

- ・ 工事の着手にあたり設計図書を確認し、疑義がある場合は約款第18条に基づき、監督員に確認を請求すること。
- ・ 確認の請求に対し、発注者から、書面による指示又は協議の回答を得てから施工を行うこと。

【設計変更の協議にあたって】

- ◆ 受注者側から設計変更の協議を行う場合は、協議内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要があります。よって、受注者が監督員に協議を依頼する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠になるもの等必要な資料を添付してください。また、発注者が調査を実施するにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、対応してください。
- ◆ 設計変更は、その必要が生じた都度、指示書により行う。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに変更契約できる場合は、指示書を必要としない。

- ◆ 工期若しくは請負代金額の増減を伴う設計変更において、次のいずれかに該当する場合、概算増減額及び延長日数を受注者に提示すること。なお、その他の場合であっても提示することが望ましい。
 - (1) 当初契約時設計にない工種を追加する場合
 - (2) 受注者より提示の請求があった場合
 - (3) 発注者が必要と認めた場合

記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の工期及び変更契約額を拘束するものではない。

9 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

建 技 第 521 号
平成28年3月18日

関係部局長 様
部内各課長及びかい長 様

交通基盤部建設支援局技術管理課長

「建設工事における施工条件明示について」の一部改正について（通知）

静岡県が発注する建設工事（建築工事及び建築設備工事を除く）における施工条件明示については、平成24年3月30日付け建技第563号により行っているところですが、下記のとおり一部改正するので通知します。

各土木事務所及び各農林事務所においては貴管内市町へ、参考送付願います。

記

1 改正内容

- 明示項目「B 用地関係」に立木伐採に関する事項を追加
- 明示項目「D 安全対策関係」に交通規制に関する事項を追加
- 明示項目「H 工事支障物件等」に協議の進捗状況を追加
- 明示項目「J その他」に中間検査及び材料検査に関する事項を追加

2 適用

平成28年4月1日以降に設計積算する静岡県発注の建設工事（建築工事及び建築設備工事を除く）から適用する。

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
A 工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5 工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
B 用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 5 立木伐採を行う場合は、その場所、範囲及び処理方法
C 環境対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
D 安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通規制を実施する場合は、規制の内容 5 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 7 高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合は、その内容
E 工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮設道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮設道路の設置期間及び工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容

明示項目	明示事項
F 仮設関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲 3 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容 4 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
G 建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
H 工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、協議の進捗状況、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
I 薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容
J その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 中間検査の対象工事である場合は、対象となる工種、項目、時期等 2 材料検査の対象工事である場合は、対象となる材料、時期 3 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 4 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 5 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 6 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 7 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 8 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 9 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 10 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 11 共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合は、その内容 12 施工管理基準に記載のない施工管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合は、その内容 13 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合は、その内容

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用	明示が必要な場合	明示事項	内容
A 工程関係	1 関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時間、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
				影響を受ける工事内容	
	2 施工時間、時間の制限		施工時間、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	
				制限される施工時間、施工時間	
3 関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容		
			協議内容		
4 土壌汚染、地下水環境調査及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下水環境調査及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	影響を受ける部分		
			影響を受ける内容		
			調査項目		
			地下埋蔵物の移設が予定されている場合	移設期間	
B 用地関係	1 工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	復旧の見込み時期	
	3 管地		工事用地復旧時・貫通管設置時の用地を管地とする場合	場所・範囲	
				時間・期間	
				使用条件・復旧方法	
4 仮用地等として官有地の関係		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲		
			時間・期間		
			使用条件		
			復旧方法		
5 立木伐採		立木伐採を行う必要がある場合	場所・範囲		
			処理方法		
C 環境対策関係	1 公害防止（騒音、振動、粉塵、排ガス等防止）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が求められる場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	経路台帳、低騒音建設機械の使用に関する規定及び排ガス削減型建設機械指定台帳に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。
	2 騒音、振動、地盤沈下、地下水汚染等の防止対策		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の汚染等が予測される場合	午前・事後調査の区分	
				調査時期	
				未測に防止するための必要な調査方法	
				未測に防止するための必要な調査時期	
3 振動被害等に起因する事業損失防止調査		電線障害等に起因する事業損失が懸念される場合	午前・事後調査の区分		
			調査時期		
			未測に防止するための必要な調査方法		
			未測に防止するための必要な調査時期		
4 漏水、湧水等の処理		漏水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	処理施設、処理条件		
5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容		
D 安全対策関係	1 交通安全対策		交通安全対策等を指定する場合	指定の内容	
				指定の期間	
	2 新規施工		鉄骨、ガス、電気、管路、水道等の設置と接続する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
				制限される作業時間帯	
	3 落石、岩崩、土砂崩壊等の防護施設		落石、岩崩、土砂崩壊等に対する防護施設が必要となる場合	新設施設の内容	
	4 交通規制		交通規制を実施する場合	規制の内容	
	5 交通規制警備員の配置		交通規制警備員の配置を指定する場合	従べ人数	設計書による。
			配置時期	交通規制警備員A: 交通規制警備員B:	
6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要となる場合	換気設備等の内容		
7 高圧作業		高圧作業で地下・埋蔵物対策を指定する場合	指定の内容		

	明示項目	適用	明示が必要な場合	明示事項	内容		
E 工事用道路関係	1 一般道の使用		搬入搬出、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入搬出			
			搬入、搬出時の使用中及び使用後の処理が必要である場合 仮設道路を設置する場合	制限される使用時間帯 使用中・使用後の処理内容			
	2 仮設路		仮設道路の維持維持が必要である場合	仮設道路の仕様 安全施設等の設置期間 工事終了後の措置(存置又は撤去)			
				内容			
F 仮設関係	1 仮設 (仮土倉、仮橋、足場等)		仮設物を他の工事についで撤去する場合及び引き継いで使用する場合	仮設物の内容 仮設物の期間 仮設物の条件			
			仮設物の構造、工法及びその施工手順を指定する場合	仮設物の構造、施工方法、施工手順			
			仮設物の設計条件を指定する場合	設計条件の内容			
G 建設副産物関係	1 建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び転送先場所までの距離 処分又は仮置条件	設計書による。		
			2 副産物の利用	現場内での再利用又は処理化が必要な場合	現場内利用の内容 処理化の内容		
			3 建設副産物及び処理副産物の処理	建設副産物及び処理副産物が発生する場合 再資源化処理施設又は処理処分場を指定する場合	処理方法、処理場所等の処理条件 受入場所、処理等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進条例に照らして処理する。	
H 工事支障物件等	1 工事支障物件等		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物件が存在する場合	支障の発生状況 支障物件名、管理人名、位置、邪魔時期、工事方法、新機等			
			地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容 工事期間			
I 薬液注入関係	1 薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等			
			周辺環境に与える影響の防止が必要な場合	周辺環境調査の内容			
J その他	1 中間検査		検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種 検査項目 時期			
			2 材料検査		監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料 時期	
					3 工事用資機材の保管及び搬入	工事用資機材の保管及び搬入が必要な場合	保管及び搬入の場所、期間、保管方法等
	4 工事現場発生品	工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引取場所				
	5 支保具及び貸与品	支保具材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質 概要又は仕様 引取場所・引取期間				
	6 近接距離との近接距離		近接距離に係る条件及び内容				
	7 築設工法	築設工法を指定する場合	施工方法 施工条件				
	8 工事用水、電力		工事用水を指定する場合	工事用水の内容			
			工事電力を指定する場合	工事電力の内容			
	9 新技術・新工法・新施工法	新技術・新工法・新施工法を指定する場合	工法の内容				
	10 部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所			
				部分使用時期			
	11			共通仕様書に記されていない施工方法を指定する場合	指定内容		
12 その他			施工情報基盤に取組のない施工管理(出来高、品質、写真管理)を指定する場合	指定内容			
			図面を印刷し、構造物の色やデザイン等を指定する場合	指定内容			
13							

10 参考資料

(1) 【協議書・指示書記載例】

約款第18条（条件変更等）

受注者発議の協議書

監督様式第1号

契約 番号	指示・承諾・協議・提出・報告書		
工事名	-----工事	請負代金額	円
工事 箇所	-----地内	工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
下記のように 指示・承諾・協議・提出・報告する 。願いたい。 年 月 日		監 督 員 受 注 者 現場代理人	□□□□(株) ⑩ ○○ ○○
三島市建設工事請負契約約款第18条1項により、下記について協議願いたい。 記 設計図では××となっているが、現地にて掘削したところ△△であるため、 施工方法について確認願いたい。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 協議事項や協議に必要な資料等は別紙でも可 </div>			
上記について 承諾する 。受理する 年 月 日		監 督 員 受 注 者 現場代理人	担当監督員 ×× ×× ⑩

- ※注1. 不要な文字は=で消すこと。
- ※注2. 起案用、監督員用、受注者用の3部とする。
- ※注3. 起案用は上覧に決裁欄を設ける。

約款第18条（条件変更等）

受注者発議に対する指示書

監督様式第1号

契約 番号		指示・ 承諾 ・ 協議 ・ 提出 ・ 報告書		
工事名	-----工事	請負代金額	円	
工事 箇所	-----地内	工 期	着手 完成	年 月 日 年 月 日
下記のように指示・ 承諾 ・ 協議 ・ 提出 ・報告する。願いたい。 年 月 日		監 督 員	担当監督員	
		受注者	×× ×× ⑩	
		現場代理人		
○月○日付けの協議書について、下記の通り指示する。 記 設計図では××となっていたが、現地にて掘削したところ△△であり施工できないため、施工方法を◇◇に変更する。				
「設計変更の対象とする（しない）」等の契約に関することは、担当監督員及び現場代理人の権限外のため、担当監督員から現場代理人への指示書には記載しない。				
上記について承諾する。 受理する 年 月 日		監 督 員		
		受注者	□□□□(株) ⑩	
		現場代理人	○○ ○○	

※注1. 不要な文字は=で消すこと。

※注2. 起案用、監督員用、受注者用の3部とする。

※注3. 起案用は上覧に決裁欄を設ける。

約款第19条（設計図書の変更） 発注者発議の指示書

設計図書の変更などの契約に関する指示書については、総括監督員を発議者とし、受注者の代表者を承諾者としてください。

監督様式第1号

契約番号	指示・承諾・協議・提出・報告書		
工事名	-----工事	請負代金額	円
工事箇所	-----地内	工期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
下記のように指示・ 承諾・協議・提出・報告 する。願いたい。 年 月 日		監督員 受注者 現場代理人	総括監督員 ×× ×× ㊟
1 ○月○日付の指示書について、下記のとおり設計変更の対象とする。 記 1) 設計変更内容 施工方法を◇◇に変更する。 2) 設計変更理由 現地で掘削したところ、設計とおりの施工が困難のため。			
必要に応じて、下記についても記載する（「設計変更の協議にあたって」参照） 2 本設計変更に係る変更概算金額（及び延長日数）については、下記のとおりとする。 1) 請負金額 約〇〇千円増 （累計変更金額 〇〇〇千円） 2) 延長日数 約〇〇日 上記1)及び2)は参考値であり、設計変更に係る金額(及び工期)については、約款第24条（第23条）により別途行う変更契約協議に基づくものとする。			
上記について承諾する。 受理する 年 月 日		監督員 受注者 現場代理人	□□□□(株) ㊟ 代表取締役 ○○ ○○

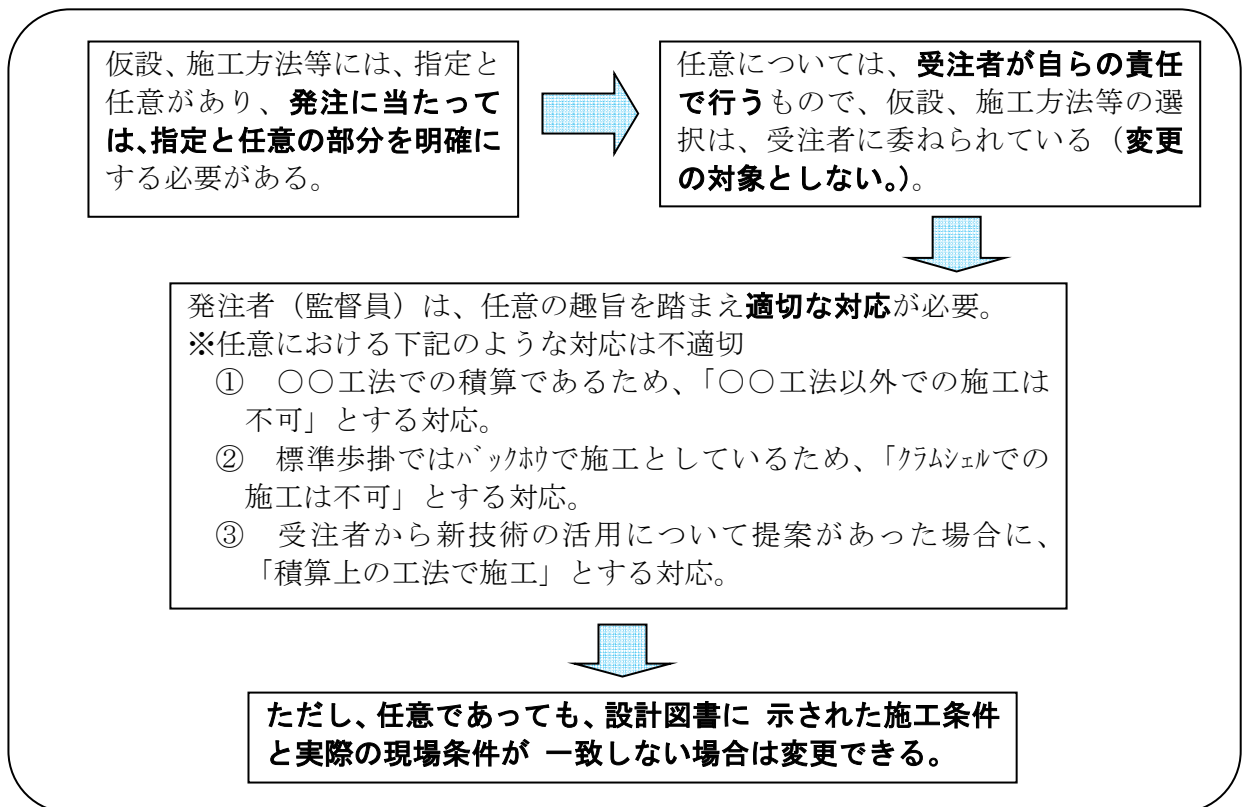
※注1. 不要な文字は=で消すこと。
 ※注2. 起案用、監督員用、受注者用の3部とする。
 ※注3. 起案用は上覧に決裁欄を設ける。

(2) 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注に当たっては、明確にする必要があり、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 1 任意の仮設・施工方法については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。
- 2 任意の仮設・施工方法については、その仮設・施工方法に変更がある場合においても、原則として設計変更の対象としない。

ただし、指定・任意とも設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象とする。



◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

項目	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

◆ 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながる。

【入札前】

・入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（三島市建設工事競争契約入札心得 第5条（入札の基本的事項））

【契約後】

・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの責任により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等）

(3) 三島市建設工事請負契約約款（抜粋）

第1条（総則）

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第9条（監督員）

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

第18条（条件変更等）

- 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は（中略）自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 3 発注者は、（中略）工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、（中略）工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第21条（受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

第22条（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条（請負代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(4) 土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書（抜粋）

第1編共通編（土木・農林土木）

第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含む。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第3編土木工事共通編（土木）

第1章総則 第1節総則

1-1-8 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量で行うものとする。
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

第1編共通編（農林土木）

第1章総則 第1節総則

1-1-23 数量の算出

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土地改良工事数量算出要領（案）、森林整備保全事業設計積算要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、農林土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形測量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

第3編土木工事共通編（土木）

第2章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。※下記基準省略

第3編共通編（農林土木）

第1章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。※下記基準省略

土木工事標準積算基準書 共通仮設費（抜粋）

準備費の積算

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- 1) 準備及び後片付けに要する費用
 - イ 着手時の準備費用
 - ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
 - ハ 完成時の後片付け費用
- 2) 調査・測量、丁張等に要する費用
 - イ 工事着手前の基準測量等の費用
 - ロ 縦、横断面図の照査等の費用
 - ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
 - ニ 丁張の設置等の費用

技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- 1) 品質管理のための試験で品質管理基準に記載されている項目に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
 - ・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用